

クイズに挑戦してあなたの消費者力をアップしましょう!



消費者ネットワーク岐阜の「消費者クイズ」

☆正解だと思うのは、YES・NOのどちらでしょうか?

消費者ネットワーク岐阜キャラクター
「だまされんぞう〜」

クイズ	YES	NO
<p>Q1 ネットショッピングで靴を購入したがイメージに合わなかったので解約したい</p>  <p>☆ネットショッピングは クーリング・オフで解約できる?</p>	解約できる	解約できない
<p>Q2 19歳の娘が、1ヶ月前、無料体験エステに誘われて、30万円の契約をしていた。 バイトで払うつもりで、親に内緒にしていたが、とても払えない。</p>  <p>☆1か月も経過しているが解約できる?</p> <p>出典：消費者庁イラスト集</p>	解約できる	解約できない
<p>Q3 2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。 お酒を飲んだり、たばこが吸えるようになるのは18歳?20歳?</p>  <p>☆成年年齢が18歳に引き下げられても飲酒・たばこが吸えるようになるのは20歳のままである。</p>	酒・たばこは、今まで通り20歳から	酒・たばこ18歳から

☆答えと説明は裏面をごらんください。

<消費者クイズの答えと説明>

Q1. NO

通信販売やネットショッピングの契約にクーリング・オフの適用はありません。
しかし、返品特約等の表示内容によって返品できる場合があります。



Q2. YES

未成年者（現在は20歳未満）が契約するには、**親等（法定代理人）の同意**が必要です。
同意を得てない場合は法定代理人、未成年者自身も取り消すことができます。

☆取り消しが認められない場合

未成年者が、自分で年齢を偽ったり、結婚していたら契約は取り消せません。
契約の相手に自分が成年者であると信じさせる行為を用いた場合は取り消せません。

きれいになり
たい！



☆2022年4月1日以降、成年年齢が18歳に引き下げられます。2022年4月1日以降、満18歳を超えている方がした契約は「未成年者取消権」による取り消しができません。

Q3. YES

2022年4月1日、民法の成年年齢が引き下げられても、お酒を飲んだり、たばこを吸ったりすることが出来るようになる年齢は、20歳のままです。
また、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競争）の年齢制限についても20歳のまま維持されます。

訪問販売の場合、8日以内ならクーリング・オフで契約解除できます。
契約書面を渡されていないときや、記載内容に不備があるときは、8日を過ぎていても契約解除できるので、解約通知は必ず書面で通知しまし



出典：消費者庁イラスト集

相談は岐阜市消費生活センターへ TEL 188 TEL 058-214-2666